平成２９年（フ）第２１４号
盛岡市津志田中央２丁目13番36号　共栄荘２号
債務者　吉田　麻美
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２３０号
岩手県八幡平市安比高原117－１　安比フラット寮３号棟、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区羽田町字沼尻141番地８
債務者　及川　　倖
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２０１号
茨城県水戸市千波町748番地　杉山ビル105号
債務者　長野　久俊
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１１０号
群馬県太田市台之郷町738番地２　シティハイツミゼリアＡ－１号
債務者　坂井　弘子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１１１号
群馬県邑楽郡大泉町東小泉３丁目２番12号　ピュアハイツ206号、前住所群馬県邑楽郡大泉町城之内１丁目８番31号
債務者　太田えり子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第７２６号
京都市中京区堀川通錦小路下る錦堀川町648番地　カステッロ　ロッソ　704
債務者　山崎　暁秀
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８３７号
京都市左京区山端橋ノ本町２番地４　プレサンス京都修学院411号室
債務者　表　　恭子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８７６号
京都府京田辺市興戸南鉾立112番地　ユアサイド京田辺402、前住所京都府京田辺市大住時子林46番地の４
債務者　河野　和廣
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５４号
岡山県美作市明見742番地７　ヒーロー明見201号室
債務者　大山　弥生
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１３９号
香川県さぬき市志度1843番地１　カレッジ三共パートⅡ506
債務者　熊野　克治
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４０号
香川県さぬき市志度1843番地１　カレッジ三共パートⅡ506
債務者　熊野　淑子（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９７号
香川県高松市香川町大野2529番地５
債務者　青野裕紀子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３号
福岡県大牟田市大字久福木838番地９　目戸原　17号
債務者　荒川　優紀
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第３２２４号
大阪府寝屋川市高柳６丁目５番５号（402号）
債務者　中谷　　崇
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４５４号
大阪府豊中市柴原町２丁目２番15―201号
債務者　下永　由佳
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４６０号
大阪府枚方市養父西町12番20号
債務者　菅　　智慎
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４９０号
大阪府寝屋川市本町16番17―103号
債務者　岩朝　克行
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部